NOSAIの
農機具共済

ご契約内容
確認パンフレット

農機具共済に正しくご加入いただくために、
ご確認いただきたいポイントをご案内します。

- ポイント1　加入資格・共済の目的
- ポイント2　共済目的の所有者・格納場所等
- ポイント3　農機具の銘柄・型式等
- ポイント4　農機具損害共済の種類
- ポイント5　免責
- ポイント6　新調達価額・時価額
- ポイント7・8　共済金額（ご契約額）・共済掛金等・共済金
- ポイント9　特約
- ポイント10・11　告知・通知事項

「ご契約内容確認パンフレット」、「重要事項説明書」及び「農機具共済リーフレット」を確認のうえ、「建物・農機具共済加入申込書」の確認欄にチェックをお願いします。

凡例

契約概要　農機具共済の内容をご理解をいただくための事項です。

注意喚起情報　ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項・特にご注意いただきたい事項です。

ポイント1　加入資格･共済の目的

契約概要

加入資格　組合員資格を有し農機具を所有、又は管理している方。

共済目的（補償の対象）をご確認ください。

補償対象となる農機具は、ご加入者が所有し又は管理する、未使用の状態で取得された農機具です。

農機具損害共済　**（農機具火災共済及び農機具総合共済）**の2種類

■　加入できる農機具

普通農機具／乗用トラクター、自脱型コンバイン、田植機、米･麦乾燥機、防除機など一般農業用機械

特殊農機具（特殊物件）／モア、テッターレーキ、フォーレージハーベスターなどの畜産関係の用途に使用する機種

付 属 装 置／トラクターのロータリー（標準装備のものに限ります。）、コンバイン･ハーベスターの結束機については、本体農機具の付属装置としてセットで加入できます。

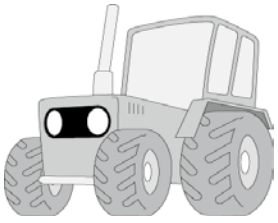

ポイント2　共済目的の所有者･格納場所等

契約概要

農機具の所有者、格納場所等をご確認ください。

所有者	ご契約者と共済目的の所有者が異なる場合は、農機具の所有者をお知らせください。
格納場所等	農機具の格納場所（農作業場、納屋、車庫、作業場）･設置場所をお知らせください。

農機具の銘柄(メーカー名)・型式等をご確認ください。

農機具及び付属装置の銘柄・型式・区分、製造番号等は共済目的の物件確認のため加入申込書には必ず記載してください。機体に貼付されている銘板（図参照）や取扱説明書等により、銘柄・型式等をご確認のうえ記入してください。

乗用トラクター（例）

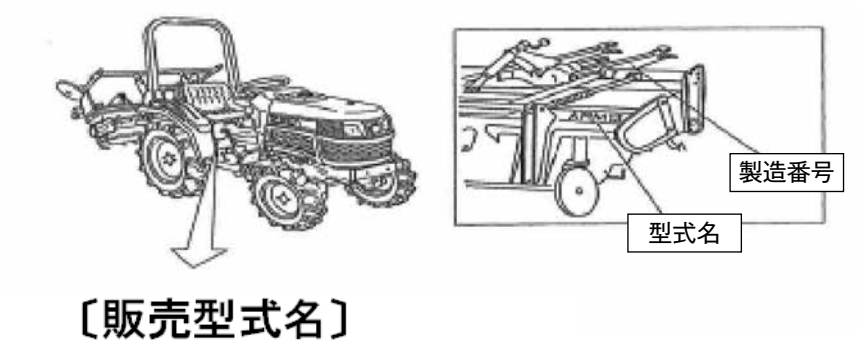

〔販売型式名〕

機種名・銘柄・型式・区分及び名称等の例

機種名	銘柄	型式	区分	名称、販売型式、商品名
〔農用トラクター（歩行型）〕 管理機	ヰセキ	K107	BD、FBD	KM41
管理機	三菱	MM206	C、M	
〔乗用管理機〕 乗用管理機	ヰセキ	JKA17	ML、W	愛さいかJKA17
〔農用トラクター（乗用型）〕 トラクター	NOSAI	AB1234	CDEF	のうきくん
トラクター	クボタ	GB130	M、A	ブルトラニューグランビア・ボーイ
トラクター	ヤンマー	EF324	Q、G	エコトラ

農機具損害共済の種類、共済金の支払対象事故をご確認ください。

農機具共済には、「農機具火災共済」と「農機具総合共済」があります。

火災共済は格納中における共済事故を、総合共済は格納中に加え、稼働中の事故を補償します。

農機具共済の支払対象事故

農機具損害共済

農機具総合共済

農機具火災共済

■ 火災　■ 落雷　■ 破裂・爆発

■ 物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、外部からの物体の衝突又は接触、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損
■ 盗難による盗取又はき損（盗難による汚損は除きます。）
■ 地震等（ただし、「地震等担保特約」を付した場合に限ります。）

■ 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する稼働中の事故（クローラ・ミッション・コントロールボックスの損害、収穫物の巻込み及びぬかるみから引上げる際の外部損害）
■ 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地すべり、その他これらに類する自然災害
■ 地震等（ただし、「地震等担保特約」を付した場合に限ります。）

※　次のような事故、また、損害額が1万円未満のものは共済金の支払対象と なりませんのでご注意ください。

1　加入者若しくは運転者の故意又は重大な過失によって発生した事故
2　農機具の使用目的以外の農作業に使用し発生した事故
3　共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
4　故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
5　凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
6　消耗部品にのみ発生した損害
7　日常の整備点検等を怠ったことによる損害（例　ボルト等の緩みにより発生した損害）
8　損害の状況を証明するものがない場合（例　損害を受けた部位の写真がない場合）

※　事故発生後、1年以内に復旧しない場合は、損害額を時価で計算し共済金をお支払いすることになります。（ただし、災害救助法が適用された地域で発生した共済事故で、組合が承認した場合等を除きます。）

※　損害額には原則、消耗部品の金額は含まれません。

詳細については「農機具損害共済約款」「農機具共済リーフレット」をご覧いただくかNOSAIにお問い合わせください。

免責の適用について

■　**総合共済の普通物件における支払対象事故で、以下のケースは損害額に免責割合を適用のうえ、損害額を算定します。（火災共済では、※の場合に免責が適用されます。）**

農機具共済約款第26条に通常すべき管理・操作及び損害防止の履行、並びに損害の拡大防止の義務が規定されており、これを故意・重過失によって履行しなかった場合、仮に履行していれば防止できたと認められた損害については共済金を支払わないこととしております。具体的には加入者の運転操作の誤りなどの過失相当については、損害額に下記免責割合基準を乗じた額を損害額から差し引いて損害額を算定し、支払共済金を計算します。

免責割合	具体的事例
10 %	接触・衝突・墜落・転覆の事故
40 %	稼働中の異物の巻込み
	耕起中にロータリー等が土中の石に接触した事故
	稼働中のフロントローダーの衝突による事故
	農機具を運搬中又は乗降作業中に生じた事故
50 %	稼働中のクローラの断裂（横切れのみ対象）注意1
	稼働中のミッションの損害（オイル不足は除きます。）
	稼働中のコントロールボックス（自動制御装置）の損害（野外放置などによる管理不良の故障は除きます。）
	稼働中の収穫物の巻込み
	稼働中のユニバーサルジョイントの損害（グリース不足は除きます。）
	ぬかるみから引き上げ及びぬかるみからの脱出する際に生じた損害 注意2
	稼働中の動力伝達装置（PTO）、油圧駆動装置（油圧シリンダー等）の損害 注意3
	稼働中に接触又は衝突に伴うタイヤの破損（パンク・消耗・劣化によるものは除きます。）
	※事故報告が事故日より6ヶ月以上遅れた場合
100 %	※共済目的の紛失
	※原因不明又は整備不良による損害
	※外傷が無いもの
	※消耗部品のみに発生した損害又は消耗部品の損害の波及損害
	※共済目的に存在する欠陥、疲労、摩耗、腐食、さび、その他の自然消耗により発生した損害
	※事故報告が事故日より1年以上遅れた場合
	※メーカーの製造者責任（新品で購入後、1年以内に走行部、電装関係等に外傷がなく作動しなくなったもの。）

（例）コンバインに収穫物を巻き込んだことで搬送部等が破損し、損害額が50万円となった場合。「稼動中の収穫物の巻込み」
⇒　免責50%　免責額は50万円×50%＝25万円。損害額50万円から免責額25万円が控除され25万円の損害額となります。

注意1　クローラの断裂については、横切れで半分以上切れた場合に支払いの対象となります。

注意2　引上げ料については、ユニックやクレーン等での引上げに要した費用を対象とします。（税込み1万円まで対象。）

注意3　内部に組み込まれているコントロールバルブ等の詰まり又は部品の消耗による動作不良はお支払いできません。

注意4　火災共済にあっては、格納中の事故に限ります。例えばトラクターを火災共済に加入し、圃場で事故があっても共済金の支払対象とはなりません。

注意5　特殊物件については、免責を適用しません。（ただし、上記表中※の場合に免責が適用されます。）

消耗部品として取り扱うもの

クローラ、タイヤ、チューブ、ベルト（Vベルト）、チェーン、ブッシュ（ゴム）、ゴムホース、爪、刃、タイン、ナイフ、フォーク、エンジンオイル、ミッションオイル、ブレーキオイル、デフオイル、グリース、バッテリー、バッテリー液、クーラント（ラジエータの不凍液）、燃料、ブレーキシュー（ブレーキパット）、クラッチディスク、パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、ボルト（ネジ）、ナット、シム、スプリング、ピストンリング、Oリング、メタル、点火プラグ、スパイラルシャフト（スパイダー）、ワイヤー、エレメント類（フィルター）、電球（バルブ）、搬入料、搬出料、出張費、修繕材料費、部品送料、洗浄料、写真代、文書作成料（見積書、廃棄証明書など）

※　農機具を使用することに伴って、その機能が劣化する部品については「消耗部品」

注意　上記の消耗部品一覧については一部品の例であり、これ以外の消耗部品判定については、農機具共済損害評価審査会等で損害評価員が判断し決定します。消耗部品は、原則損害額から控除されます。

注意　共済目的以外からの火災により損害を受けた場合については、消耗部品は控除しません。

ポイント6　新調達価額･時価額

契約概要

農機具の新調達価額をご確認ください。
農機具共済（火災･総合）は新調達価額までを補償します。
新調達価額（再取得価額）が共済金額（ご契約額）設定の上限となります。

■新調達価額（再取得価額）

共済目的と同一の機種で、同銘柄（メーカー名）、同性能（作業能力）の新品の市場価格によって定めます。作業能力（能率）は、単位時間あたりの作業面積（a／h等)、あるいは、単位面積あたりの作業時間（h／10a等）などから判断します。また、同銘柄、同性能の農機具がない場合は、類似の性能を有する新品の市場価額によって定めます。

■新調達価額の把握方法

新調達価額は、事故が発生した時において共済目的の機種、銘柄、型式･区分などを確認し、その時の市販の価格表を用いた新品の小売価格（税込）とします。銘柄、型式･区分等の確認については「ポイント3」をご参照ください。

■時価額･時価損害額の算定

契約概要　注意喚起情報

農機具共済には1年以内の復旧義務が課されております。仮に復旧しなかった場合は、時価基準の損害額にて共済金をお支払いすることになります。

時価額とは新調達価額から、使用による消耗分（減価分）を差し引いた額をいいます。新調達価額に、経過年数に応じた「経年減価残存率」を乗じて求めます。

全損　　時価損害額＝新調達価額×[1－（経過年数／耐用年数）×0.9]

部分損　時価損害額＝修理費×[1－（経過年数／耐用年数）×0.9]

＊ 耐用年数は、平成27年4月1日契約の農機具から一律7年となります。

ポイント7　共済金額（ご契約額）・共済金

契約概要　注意喚起情報

新調達価額をもとに過不足なくご契約ください。

共済金額は、共済価額をもとに過不足なくご契約ください。
農機具の新調達価額（再取得価額）、1台当たり限度額（2,000万円）までの範囲内の共済金額で申し込むことができます。

共済価額より多い共済金額でお申込みされますと、そのご契約は超過保険となり、超過した部分は支払いの対象となりません。また、共済価額より少ない共済金額でお申込みされますと、補償額が実際の損害額より低くなることがあります。なお、他の共済契約又は保険契約がある場合には、その有無についてもご確認ください。

共済金計算式

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} - (\text{損害額} \times (1 - \text{免責割合})) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

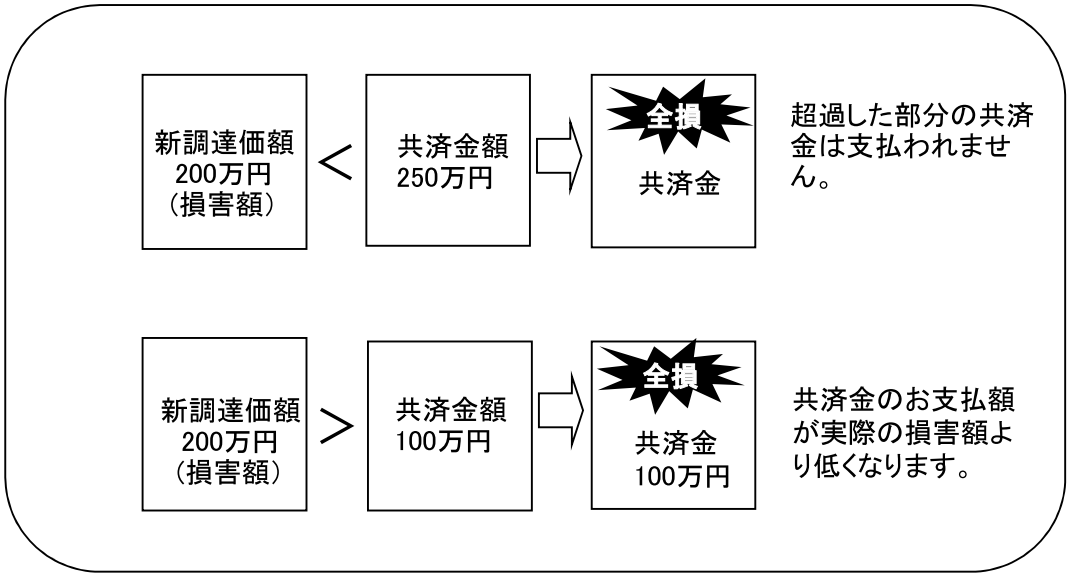

共済金額の限度

契約概要　注意喚起情報

共済金額の限度額は、1台あたり、2,000万円となります（最低額5万円）。農機具共済は新価までを補てんしますので、新調達価額（再取得価額）に見合った共済金額を設定することがとても大事になります。

ポイント8　共済掛金等

契約概要

共済金額（ご契約額）と共済掛金をご確認ください。

　共済掛金率は、火災、稼働中の事故、自然災害等の事故における過去の被害率に基づいて設定されます。ご負担いただく共済掛金等は、共済掛金率等（事務費を含みます。）に共済金額を乗じて算出します。

○火災共済

共済掛金率等（125円/共済金額10万円あたり）

共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
掛　　金	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	12,500円	18,750円	25,000円

計算例　定置式水稲・麦乾燥機　　新調達価額（再取得価額）300万円　共済金額300万円
共済掛金等　300万円×0.00125＝3,750円

○総合共済

共済掛金率等（普通400円、特殊1,300円/共済金額10万円あたり）

	共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
農業一般	普通掛金	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円
畜産用途	特殊掛金	13,000円	26,000円	39,000円	52,000円	65,000円	130,000円	195,000円	260,000円

計算例　乗用トラクター　　新調達価額（再取得価額）500万円　共済金額500万円
共済掛金等　500万円×0.0040＝20,000円

計算例　フォーレージハーベスター　　新調達価額（再取得価額）500万円　共済金額500万円
共済掛金等　500万円×0.0130＝65,000円

ポイント9　特約

契約概要

特約の内容をご確認ください。

　特約は加入申込時に、申し出していただくことで付帯することができます。

　農機具共済に付帯する特約の内容をご確認ください。同時に付帯できない特約もありますので、次ページの特約内容でご確認ください。

○臨時費用担保特約
○共済掛金等分割払特約
○地震等担保特約
○継続申込特約
○自動継続特約

農機具共済の特約内容

契約概要

臨時費用担保特約

掛金は割高となりますが、共済事故によって被る農機具本体への損害のほか、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金として支払う特約です。また、加入者等が死亡・後遺障害を被るか、若しくはけがによる入院が必要となったときには、傷害費用共済金を加算して支払います。

（総合共済の普通物件の例）
〇特約を付帯しない場合の掛金　　共済金額100万円　⇒　共済掛金は　4,000円
〇特約を付帯した場合の掛金　　共済金額100万円　⇒　共済掛金は　4,700円

継続申込特約（一括払い）

継続特約期間を２年、３年、４年、５年として契約時に掛金を一括払い込みいただくことで、継続特約期間に応じて掛金が割り引かれるお得な特約です。継続特約期間中（１年間の共済責任終了後、次期共済責任開始時に限る。）でも組合が承諾することにより、共済金額を増額又は減額することができます。ただし、この特約と「共済掛金等分割払特約」及び「自動継続特約」とは重複して付帯することはできません。

（総合共済普通物件の例）
〇特約を付帯しない場合の掛金　　共済金額500万円　⇒　共済掛金は　20,000円
３年の掛金総額　20,000円×３年＝60,000円
〇特約を付帯した場合の掛金（３年の場合。共済金額500万円）
３年分の掛金総額　58,400円　⇒　この金額を一括納入していただきます。

共済掛金等分割払特約

共済掛金の払い込みを年2回に分割することで、掛金払い込み時の掛金負担額を軽減できる特約です。ただし、農機具共済の共済責任期間が１年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が10万円以上の場合に限ります。また、この特約は、継続申込特約とは重複して付帯することはできません。

自動継続特約

３年間は毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で契約が自動継続される特約です。ただし、この特約は、継続申込特約とは重複して付帯することはできません。継続更改共済責任期間満了の前月10日までに継続意思を確認させていただきます。また、この時に共済関係を変更し継続する場合は、農機具共済主契約款第32条により変更内容を申し出ていただきます。

地震等担保特約

地震、噴火及び津波による損害の場合、共済金額の50%を限度として共済金を支払う特約です(ただし、損害割合が５%以上となった場合に限ります)。この特約を付帯せず、地震、噴火及び津波による損害を受けても共済金は支払われません。
※　掛金に10万円あたり125円加算いただくと特約を付けることができます。

ポイント10　告知事項

注意喚起情報

告知事項をご確認ください。

**　告知事項とは、加入申込みの際に損害発生の可能性に関わる重要事項として告知していただくものです。加入申込書の★印のついた項目が告知事項ですので、誤りがないか、ご確認ください。**

※　告知事項について、加入者の故意若しくは重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と異なる告知があった場合は、ご契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

ポイント11　通知事項

注意喚起情報

通知事項をご確認ください。

　通知事項とは、契約の成立後に、危険増加等に関する事実が発生した場合に、ご加入者に通知していただくものです。加入申込書の☆印のついた項目及び約款第12条（通知義務）に記載する以下の事項が通知事項ですので、ご確認ください。

※　通知事項について、加入者が通知を怠った場合は、契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

農機具火災共済約款第12条（通知義務）記載の通知事項

※ 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、その旨をこの組合に通知して共済証券に承認の裏書を請求してください。ただし、その事実がなくなった場合は、必要ありません。

（1）　他の共済契約又は保険契約との締結
（2）　共済目的の譲渡
（3）　共済目的の解体又は廃棄
（4）　共済事故以外の原因による破損
（5）　共済目的の用途の変更又は著しい改造
（6）　格納場所又は設置場所の変更
（7）　共済目的についての危険の著しい増加
（8）　告知事項の内容変更

※　農機具更新共済約款にあっては、第18条として通知義務の規定がございます。